

日本の家族政策

子育て支援・子育て支援の在り方

渡 邊 彩

Abstract

This article describes the relationship between the function of family and the social security institutions.

Since around 1955, rapid economic growth has been demanding most women to be fulltime housewives. The lack of social support makes those women who dedicate to child raising feel itself burdensome.

Wealthy growth of children needs adequate support by adults surrounding them. In the process of rearing, parents need social support.

This paper suggests that a comprehensive family policy should to be implemented consistently.

キーワード..... 家族の機能 子育て 子育て 社会的支援 家族政策

はじめに

日本では、1989 年の合計特殊出生率が 1.57 人を記録したことを機縁として、少子化への注目が高まり、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」[1994]をはじめとする数々の子育て支援施策が講じられてきている。『国民生活白書(平成4年版)』[1992: 8]では、少子化の原因として「非婚化・晩婚化」と「有配偶女子の出生率の低下」があげられている。その後、1997 年 10 月に発表された人口問題審議会報告書「少子化に関する基本的考え方について 人口減少社会、未来への責任と選択」では、少子化の主な原因が、未婚率の上昇(晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇)と夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開きにあるとし、その背景として、個人の結婚観・価値観の変化、親から自立して結婚生活を営むことへのためらい、育児の負担感、仕事との両立の負担感、結婚・子育ての選択により継続就業を断念した場合の失う利益の増加、教育費をはじめとする子育てコストの増大等をあげている。この報告書を受けて、『厚生白書(平成10年版)』では副題を「少子社会を考える - 子どもを産み育てることに『夢』を持てる社会を」とし、政府全体として子育て支援に取り組む方針が明確に打ち出された。また、同白書[1998: 6]は合計特殊出生率の低下について、「20 世紀

後半の経済成長の過程で進行した雇用者化、居住空間の郊外化などがいわば行き着くところまで行き着き、多くの国民の生活や社会の形が画一的・固定的になり過ぎた結果、結婚や子育ての魅力がなくなり、その負担感が増してきたところに、根本原因があるのではないだろうか」と述べている。これらを踏まえて、「少子化社会対策基本法」(2003年法律第133号)が制定された。同法では、基本的施策として、雇用環境の整備、保育サービス等の整備、地域社会における子育て支援体制の整備、母子医療保険医療体制の充実等、ゆとりある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の8項目があげられている。

先に述べた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」[1994]をはじめとする子育て支援施策に関しては、人口政策に重点がおかれ、十分な子育て支援としての機能を果たしていないという批判がある一方で、人口政策は社会を維持するために緊急を要する施策であり、結婚、子育てを阻害している要因を積極的に除去するべきであるという主張がある。上記のような子育て支援施策が「少子化対策」と呼ばれるのは、現行の公的年金制度、経済活動の縮小への懸念から、人口減少を食い止めるための合計特殊出生率を上昇させる目的的政策としての側面をもつからである。1997年1月に発表された国立社会保障・人口問題研究所中位推計では、合計特殊出生率の継続的な低下により、2007年を頂点に日本の人口減少が進むこと予測されていた。しかし実際には、『厚生労働白書(平成20年版)』[2008:39-40]によると2005年から人口減少社会に突入している。また、2005年の1.32人という合計特殊出生率は2007年に1.34人とやや増加に転じたものの、依然として低い水準を示している。以上のような少子化がもたらす経済面の影響として、『厚生白書(平成10年版)』[1998:10-13]は、「労働力人口の減少」、「経済成長の制約」、「現役世代の社会保障分野における負担増大」、「現役世代の手取り収入の低下」をあげており、社会面の影響として、「家族の形態の多様化」、「子どもの健全な成長への影響」をあげている。また、少子化と過疎化が進行することによって「住民への福祉サービスの提供や医療保険の制度運営が困難になる」、「中山間地域等における環境保全、防災、食糧生産力の確保の問題が深刻化する」といった懸念が示されている。

世界の、子どものいる家族にたいする国の支援は、それぞれの国によって重点を置く分野、優先的課題が異なり、目的は合計特殊出生率の上昇に限られない。日本の場合、女性の社会進出の促進と乳幼児のいる家族にたいする支援に重点が置かれている。一方、乳幼児期を過ぎた子どもの育成については各家庭に負わされているところが大きい。しかし、現在の日本の状況では、その子育てのための親の収入増加は必ずしも見込まれない。また、教育費等、いっそうの負担がかかるために家計は楽にならず、児童期、青年期の子どもがいる家族にたいする継続的な国の支援の在り方を検討する必要がある。

日本では、合計特殊出生率の低下と人口の年齢構造の高齢化が進み、労働力人口が減少している。これに伴い、年金の財源確保、子どもの育ちへの社会的支援の必要性が生じるとともに、男女の就業条件の実質的平等化を実現することが緊急の課題となっている。本稿では、人口政

策・労働政策・家族福祉政策にまたがる総合的・横断的な政策としての家族政策が必要であるという見地に立ち、家族政策における子育て支援・子育て支援の在り方を提言することを目的とする。

第1章 家族政策

第1節 家族政策の定義

一般に家族法とされている民法第4編・第5編において、条文上「家族」という文言は用いられていない。男女の婚姻関係と親子の血縁関係によって構成される夫婦と氏を同じくする未成年子による集団が、家族の基本単位とされている。また、「住居と生計をともにする集団」という世帯概念を用いた場合には、基本単位以外の類型の集団も家族に含意される¹⁾。

家族の経済的機能として衣食住の保障と労働力の再生産、精神的機能として人格の形成と情緒的な安定・社会適応、性的機能として性的欲求の充足や性関係の規制、社会成員の補充があげられる。これらの家族の機能は、家族の成員にたいする機能だけでなく、社会にたいする機能ももち、社会から家族に委託された機能でもある。この意味において、家族は一定の社会的分業と財産制度を支え、また、個人の社会への適応を調節する。それゆえ、家族を半閉鎖的な集団とみなすと、対内（個人的）機能と対外（社会的）機能の両側面から考えることができ、家族のメンバーの欲求充足と社会システムの存続、という2つの機能をもつ集団として説明される（庄司[1986: 131 - 138]）。また、家族をネットワークとしてみる場合には、家族は「夫婦関係を基礎として、親子きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とする感情融合に支えられた第一義的な福祉集団」（森岡[1997: 3]）としてみなされる。

以上のように、家族の機能について様々な指摘がなされているが、家族の究極的な機能は「労働力の日常的、かつ世代的な再生産」（利谷[1975: 54]）であるという指摘がなされている。家族政策は「すべての家族問題に対して支援する政策体系ではなく、政策主体が特定の視点から策定するものに限定される」（宮里[1996: 1]）ものであるから、家族を対象とした国家による諸施策という意味では、日本の場合、戦前の人口政策や高度経済成長期の労働政策、保育政策、1970年代以降の福祉政策が該当すると考えられる（利谷[1975: 53 - 186]）。前述のように、家族の機能を労働力の再生産とすると、家族政策は「国家権力の担い手である支配階級の政治的・経済的支配に適合的な家族とその秩序を維持・発展させるための政策の総体」（利谷[1975: 53]）を意味することになる。つまり、労働力の再生産という目的を達成するために、国家は社会の調維持、生産・再生産システムを調整することになり、家族政策は「家族活動に対して行うすべての政策」（山田[1994: 40 - 43]）を意味することになる。このことは、また、基本的単位としての家族の生活を安定させることによって、労働力の再生産を達成しようとするところから、家族政策は「家族機能（家族により構成される世帯の生活維持や家庭内における育児、教育等

に関する機能）を維持していくために、家族や家庭内における問題を未然に防いだり、あるいは解決することを目的として、家計や生活面において社会的に家族を支援する」（増田[2008：180 - 181]）を意味することになる。ただし、国家による家族への支援は、家計や生活面のみならず、家族の機能にたいする包括的な諸施策が想定されると考えられる。

「家族政策」という言葉は『国民生活白書（平成4年版）』ではじめて記述されているが、明確な定義はされていない²⁾。家族政策という言葉自体が歴史的な多義性をもつとともに、諸外国における家族の範囲、家族政策の内容が多様であるため、定義することが難しい。近年では、家族政策を、家族問題に対応する総合的な性格を有する諸施策とする捉え方がある。鶴[2006：33]は家族政策の概念が形成されるための課題として次の3点をあげている。それは、政府家族個人（家族成員）との関係をどのように捉えるか、家族形成、出産、育児、扶養、労働などあらゆる領域において男女間の平等をいかに図っていくか、家族をどのように捉えるか、である。家族のくらしの安定を支えるシステムを構築するという意味では家庭福祉の実現のための政策ということができる。

近年、家族政策が議論されるようになった背景として1980年以降のアメリカに着目することができる。複合家族³⁾、母子家族が増加し、それに伴う問題への国家の援助を探る議論が生じる一方、若年層の結婚回避、晩婚化に関する議論が活発化した。政府が家族にたいして講じる全ての政策という視点から、明白な家族政策（所得補助政策、家族法、家族計画、保育、育児児童政策、パーソナル・ソーシャルサービス、ある種の税制、ある種の住宅政策）と暗示的な家族政策（環境政策、工場計画、道路計画、移民政策）という整理が行われている（杉本[1989：225 - 247]）。

以上がアメリカにおける家族政策であるが、世界各国で実施されている家族政策の内容として、家族の経済生活整備のための諸施策、人口政策、育児環境の改善策、家族生活の基盤となる住宅・余暇・教育に関する諸施策がある（宮里[1996：1]）。

第2節 日本の家族政策の変遷と条件

日本では第二次世界大戦後の民法改正によって家制度が解体され、夫婦と未成熟子による家族が基本的な単位として法的に位置づけられた。生活保護法（1950年法律第144号）は私的扶養の優先を原則とし、また住民登録法（1951年法律第218号）は家族単位で住民を登録している。

1955年頃以降、第1次産業・第2次産業から第3次産業への就業移動が始まり、高度経済成長の基盤としての移動可能な労働力を再生産する機能が社会から家族に求められた。男性は主たる労働力として外で職業労働に従事し、女性は家事・育児に従事することが「相互扶助」とみなされた⁴⁾。

年功序列賃金・終身雇用制度の下、高齢社会へ対応する政策は福祉の充実という方向で進められていたが、1973年に勃発した第4次中東戦争を契機とするインフレーション、日本経済の

低成長の到来に伴い、福祉見直し論が浮上する。「景気刺激・福祉がまん型」⁵⁾の予算が生まれ、高福祉高負担の主張とともに老齢年金の支給開始年齢の引き上げ、租税負担による分配政策の在り方が検討され始める。三木武夫内閣(1974~1976)の生涯設計計画、福田赳夫内閣(1976~1978)の定住構想・世代間の相互扶助構想を経て、大平正芳内閣(1978~1980)は、子どもの保育及びしつけを家族の責務とした。また、女性労働者に対する育児支援が諸外国に比して乏しいという反省から産後休暇の延長、育児休業制度の全企業への義務付けを行い、労働力人口の減少に当面对応する労働力を確保するため、保育所・幼稚園・事業所内託児所の充実、中高年女性のボランティアや雇用機会を提供する施策を講じた。

その後、育児が男性も含めた活動であるという認識の下、「次世代育成支援対策推進法」(2003年法律第120号)が制定され、事業主による雇用環境の整備、両親が取得可能な育児休業制度、柔軟な働き方が推進されてきている⁶⁾。また、延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスの充実を図るとともに、送迎保育ステーション事業や家庭的保育事業など地域の実情に合わせた支援の在り方が模索されている。子育てにかかる費用の負担軽減策としては、児童手当の増額、所得制限の緩和、対象児童の年齢拡大が行われている。家族政策は家族のさまざまな活動に関わるため多分野の政策に及ぶ。特に、所得保障政策、労働政策、子どもの保育・養育に関する政策、保健医療政策が直接的に家族に関与する。日本では家族手当制度と企業の雇用形態とが関連しており、社会保険制度と企業福祉とが並行して整備されてきた背景に着目する必要がある。

第3節 諸外国の家族政策の特徴と条件

家族政策は各国の経済状況や文化的な背景によって異なる方向性を示す。

スウェーデンにおける子どものいる家族に対する国の支援は「児童・家庭給付」、「両親保険」、「保育システム」の3つの柱で構築されている。児童給付に所得制限はなく、16歳未満のすべての子に月約2万2400円が支給される。保育システムでは女性の継続就労を支える保育、育児休業制度が保障されている。女性の就業率が高く、男性の家事・育児分担率が高いという特徴は、パートタイム労働の身分保障、労働時間の柔軟性が保障されていることが影響していると考えられる。

フランスの家族政策は「家族給付」と「保育・教育システム」を核としている。家族給付は18歳までの子に月約1万5000円が支給されるが、子どもが一人だけの場合は支給されない。財源を税金と事業主負担とする養育親手当は仕事をもっていた人が出産を機に仕事を辞めた場合、勤めた時間数に応じて第2子以上3歳まで給付金が支給される。出産休暇は子どもの数によって細かく規定されており、育児休業は最長3年間である。また、期間と給与との関連付けはされていない(船橋[2006: 85 - 114]、前田[2004: 43 - 49])。

アメリカでは仕事と育児の両立への政府の体系的な支援施策はほとんど講じられておらず、

NPO 団体と企業が中心になって子育て支援が推進されている。個人向けの保育サービスの市場化が進んでいること、柔軟な雇用体制が企業によって整備されていることが特徴としてあげられる（上垣内[2003：173 - 202]、前田[2004：47 - 48]）。

ドイツでは児童手当制度が手厚く、第 2 子以降を対象とし 18 歳未満まで月約 2 万 3000 円が支給される。育児休業は最長 3 年間であり、両親の一方のみが 3 年間取得することも、また同時に双方が 1 年半取得することも可能である。東西ドイツ統一の後、旧東ドイツの低年齢児保育所が閉鎖・縮小されたため、女性の就労と育児の両立支援のための保育サービスの整備が緊急を要する課題となり、2005 年に保育所設置促進法が施行された。その後、政府から地方自治体への補助が強化されている（前田 [2004：41 - 42、46 - 49]）。

オランダでは 1982 年以降 1.5 稼働モデルを導入し、パートタイム労働を促進するために政・労・使による合意が取りまとめられた。健康と安全、家庭内分業、個人の自由な時間の増加による社会参加の増加を目的とした政策が講じられてきている（前田[2004:41 - 42、46 - 47、49]）。

これら諸外国の家族政策をみると、男女の家庭内分業の状況、社会における女性の労働力の位置づけが、育児休暇制度、保育サービス、児童手当・家族手当といった社会的な子育て支援の在り方と大きく関わっていると考えられる。

男女の社会的地位及び国家の出生促進意図の有無による分類の中で、鈴木[2000：214 - 217]は日本の家族政策は「平等家族 + 出生促進」モデルに進む道しか残されておらず「育児休業・保育サービス・児童手当の大幅な拡充」が必要であると述べている⁷⁾。しかし、「伝統主義的」とされる国にも「平等主義的」とされる国と同様の現金給付制度があること、そして政府が出生促進の意図をもつか否かを判断することが難しいことから「伝統主義」と「平等主義」とを区別することは難しい。

女性と男性の労働の分担について、服部[1994：120]は夫婦の生活構造を、社会での生産活動領域（社会的労働）、家庭での生産活動領域（家事労働）、家庭での消費活動領域（食事・睡眠・排泄・休息）、社会での消費活動（教育・レジャー・社会活動）に分類している。そして、女性が収入労働に従事している場合であっても家事労働の主たる担い手になっていることを指摘している。また、前田[2004：23]は女性の労働力の位置づけとそれを支える社会保障制度についてまとめ、女性が男性の補償労働力として位置づけられるならば専業主婦に誘導する制度設計がなされ、基幹労働力化すれば継続就労を支える制度が構築されると分析している。そして、社会保障制度の方向性を「世帯主型」、「性別中立型」、「性別公平型」に分類した上で、それらを支える経済活動および産業構造との関連を整理し、日本は「世帯主型」で終身雇用・年功序列賃金制度による安定した高賃金が、この型の社会保障制度を可能にしたと指摘している（前田[2004：27]）。

以上の考察を踏まえるならば、男性と女性の公・私における平等を実現することが日本の家族政策にとっての課題となっている。日本で実効的な男女間の平等化を図るためには、労働環

境の整備とともに、経済活動及び産業構造の変化に応じた新たな社会保障制度の構築が必要であると考えられる。

第2章 家族政策における子育て支援と子育て支援

第1節 子育て支援と子育て支援

「子育て支援」は、東京都児童福祉審議会発表の1992年答申から、家庭の教育・養育力の低下に積極的な社会的支援が必要であるという認識が広がり、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」[1994]で新しく項目立てられた（白井[2002:179-180]）。その後、少子化の要因にたいする政策的対応の必要性から、「固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正と、育児と仕事の両立に向けた子育て支援」（『厚生白書（平成10年版）』[1998:6]）として、子育ての負担感を減らす諸施策が講じられてきている。これらの子育て支援が行われる場所は、医療機関、保育所、幼稚園だけでなく、地域の子育て支援センター、学童保育、児童館、企業も含まれる。

以上で述べた子育てに対して「子育て」という語がある。「子育て」は「子どもたちが主体的に取り組む育ちの試行錯誤や自己実現に向けた挑戦」として、小木美代子[1994]によって提唱された（吉田[2002:179-180]）。この「子育て」という視点においては、子どもは、大人との対比関係の中で認識される保護される対象としてではなく、大人とともに育つ仲間として取り扱われ、主体的に学び、意見表明することが可能な存在であるとされる（森谷[2002:26-27]）。このような、子どもの育ちと親の育ち、その双方を支援していく必要であるという視点から、原田[2002:34-35]は、子育て支援の目的を「心身の健康な子どもを育てること」、「子育てしやすい社会をつくること」としている。さらに、子どもが育ち、子どもを育てやすい環境をつくるためには、公的な支援以外の支援も必要とされる。そのため、子育て支援は、「子育てという営みあるいは養育機能に対して、私的・社会的・公的機能が支援的にかかわることにより、安心して子どもを生み・育てられる環境をつくるとともに、子どもの健やかな育ちを促すことを目的とする営み」（大豆生田[2006:43-44]）を意味することになる。このように、子どもが健やかに育ち、親が子どもを育てやすい環境をつくるためには、「多様な生き方の選択を認め合うこと」、「子育てにストレスを感じている親たちに多様な子育て支援・子育て支援のメニューを用意すること」、「子どもの権利条約の理念を前提とする支援が行われること」という原則（森谷[2002:26-27]）に基づいて、支援が行われる必要があると考えられる。

安梅[2004:9-10]は、発達を「子どもがその社会の環境や文化に適応していくために、子ども自身と環境との調整が起こっている」状態と説明し、適応は、社会や文化の特質に規定された環境により左右され、その社会の適切な行動様式や特性を備えるという受動的な側面と、環境に対して子ども自らが働きかけることで子どもと環境との相互作用が完成する能動的な側面

とを持つ、と述べている。

先に述べた「子育て」の視点に立てば、子どもは自ら育つものであり、その育つ環境を提供することが大人に求められる。つまり、育てられる子どもという発達観ではなく、子どもは「少しずつ少しずつ発酵する時に向けて内部で変化をし続け」ているという見方から、子どもが「無我夢中になれる環境を準備すること」が大人の最大の課題（和久[2003：16、23]）であるという捉えに転換していくことが必要である。また、子どもの観点から重要であるのは、どのような世話を受けるかということであり、子どもの育ちに関わる大人は親に限られない。子どもを一人の主体として認めた上で、その自発的な活動、その時間の充実を重視し、子ども自身が学ぶことのできる環境を提供することが、大人の義務として要請されている。

第2節 子どもの育ちと親の育ち

子どもの数の減少が子どもの育ちに与える影響について『厚生白書（平成10年版）』[1998：12]では、親の過保護や過干渉、子ども同士の交流機会の減少、子どもの社会性が育まれにくくなることを指摘し、社会的な子育て支援が必要であると述べている。この社会的な子育て支援が必要であるという主張は、家庭の教育力の低下を前提にするべきではない。なぜなら、一般的に家庭の教育力とされる内容は時代に応じて変化し、相対的な高低の評価しかできないと考えられるからである。また、政治的な意図によって家庭に子どもを育てることの責任が押し付けられることは家族にとって負荷となる場合も考えられる。このような家庭の教育力が低下したとする見方について、広田[1999：181]は「家庭の教育力が低下している」のではなく、子どもの教育に関する責任を家族という単位が一身に引き受け、また、引き受けざるをえなくなってきたと指摘している。

上記のように、子どもの教育に関する責任が家庭に集中し、その中でも、特定の者に役割、負担が負わされ、孤立した場合、児童虐待につながりかねない。1990年に調査が開始された子どもの虐待件数は、同年に1,101件であったのに比べ、2006年には37,343件にまで増加している（『厚生労働白書（平成19年版）』[2007：199]）。このような家庭内での暴力の発生要因について、『厚生白書（平成10年版）』[1998：14]では、「家庭内の特定の者への行き過ぎた役割・期待の集中や対等でない関係が招いている側面があるのではないだろうか」と述べている。その後、『厚生労働白書（平成15年版）』[2003：123]では、児童虐待が「家族の抱える社会的・経済的、心理的・精神医学的な要因が重なった時におこりやすくなる」と述べている。このような児童虐待を受けた子どもが、一度形成された、歪んだ愛着を修復、再構築することは難しい。愛着形成の要素が感覚的、情動的記憶であるがゆえに、後に愛情をもって接すれば心が癒されるといった単直なものではなく、対人関係をつくる過程において、マイナスからの出発であることという指摘がなされている（杉山[2007：136 - 137]）。以上のことから、児童虐待は、児童のその後の人格形成への影響が大きく、子ども期における愛着形成は、一つの基本的人権と

して保障されなければならない。

先に述べたように、子どもの教育に関する責任が、家庭にのみ押し付けられることは、家族にたいして「幸福な家族」を演じなければいけない抑圧としてはたらく場合がある。この場合、親は「役割遂行型家族」の中の「型」ととらわれて、子どもの実像を見る目を曇らせてしまう恐れがある（小谷[2008：114 - 118]）。さらに、子どもが「教育されるべき未熟な存在として一方的にまなざされ」（萩原[2001：75]）することで、従来の発達観にもとづいて、負と価値づけられる側面や不合理的とみなされる側面が子どもの生活世界から捨象され、子どもの豊かな育ちが阻害されることも考えられる。しかし、「子ども自身がイノセンスからの自己解放を行う過程で、世界を引き受ける態勢がつけられていく」（芹沢[1989：11]）という指摘からすれば、この過程において多様な側面が前もって捨象されることは望ましくなく、また、子ども自身の内在的欲求が未消化になることによって、自分自身や他者に対する攻撃性に転じることを防ぐ必要がある。そのためには、親だけに閉じられた子育てではなく、開かれた子育てが必要とされる。特に、家庭における子育ての役割は、従来の母性観によって女性の役割として強調されてきた。それは同時に、「子育てに多くの人がかかわる可能性を狭め、女性の社会参加や男性の家庭参加にさまざまな問題を残してきた」（大日向[1999：114]）という指摘がなされている。

このように、家庭に閉じられた子育てについて様々な指摘がなされているが、子どもの社会性が育まれにくくなっていることから、社会的支援が必要であるという指摘がなされている。「社会性」について門脇[1999：61 - 68]は、社会性ではなく「社会力」（「社会を作り、作った社会を運営しつつ、その社会を絶えず作り変えていくために必要な資質や能力」）が、若い世代だけでなく大人たち自身に欠けており、社会力の下地である他者認識と他者への共感能力が必要であると述べている。このような他者認識と他者への共感能力は、大人と子ども、双方に必要な力であると考えられる。親と子の場合、「育てる - 育てられる」という関係において、それぞれに主体である。その主体内部で自己矛盾する心の動きがある一方で、すり合わせたときに主体間に矛盾する動きが様々に存在し、喜怒哀楽が立ち現れてくる（鯨岡[2006：42]）ことからすれば、それらの積み重ねによって、双方の他者認識と他者への共感能力が育まれていくと考えられる。また、親は、周辺の人々による子どもへの対応の仕方、子ども同士の関係を観察することを通して、子育てに関わる者が自分だけではないことに気づき、子どもの育ちをより広く見ていくことができると考えられる。このことから、親にとって必要なサービスを供給するというマーケティング的な発想から出発した支援ではなく、当事者の視点を取り入れた支援が必要であると考えられる（杉山[2005：29、41]）。

以上みてきたように、子どもが自ら育つ力を十分に発揮できるようにするためには、家庭にのみ、子育ての責任が負わされることは望ましくない。社会全体が、子どもの育ちにたいして責任をもつものであるという認識に立って、子どもの育ちと親の育ちの双方を支援していかなければならない。このような視点から、社会的な支援を充実させていくためには、子どもと親

を当事者とするような工夫、そしてそれを取り入れた支援体制を構築することという目標を立てる必要がある。

第3章 私的扶養と社会保障

第1節 私的扶養と生活保障

親権は何人にも妨げられずに優先して親が子を保護し、養育しうる権利であると同時に、親が子を独立した市民に育て上げる国家社会にたいする義務である。自分では生計を維持できない子どもの生活は養育義務として親の負担するところとなり、子どもの監護・教育費用についても基本的には父母が負担する。親の負担にたいする社会保障として家族手当が設けられている。これは家族の「生活保障機能（衣食住を確保し、日常生活処理をしながら、個人の生命や活力の維持と発展を図る機能）」（庄司[1994：33 - 39]）が子どもの養育によって相対的に低下することが予測されるため、子どもの養育にともなう所得と支出の差を縮め、子どものいる世帯の生活水準を安定化させることを目的としている。日本では、企業からの扶養手当、地方公共団体からの児童手当給付があり、要保護家庭にたいしては児童扶養手当、特別児童手当が給付されている。児童手当法（2007年法律第109号）では「家庭における生活の安定に寄与し、「次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資すること」と規定し、社会保障と児童の健全育成という2つの目的を明記している。しかし、現在の給付制度は第1子・第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円（就学前まで）とされ、さらに所得制限も設けられている。養育費の補填とするには年齢制限の拡大、支給額の増額が不可欠であると考えられる。

このように子どもの養育・教育については、家族の福祉機能を基盤としながら国が社会保障によって補足する形がとられている。家族の福祉機能と国の社会保障は相補的關係にあるが、公費削減目的で家族に福祉機能が一方的に押し付けられることがあってはならない。原田[1995：24 - 27]は、日本の社会福祉・社会保障政策における家族の位置づけが「社会保障による援助の対象」から「社会保障の抑制の支え手」、「社会福祉・社会保障の担い手」へと移り変わり、福祉供給機能が強化されてきていると指摘している。

また、社会保障は世代間の所得を分配する役割があり、これまでの社会保障費の内訳を負担の公平化といった視点で再検討する必要がある。山田[2006：267 - 268]は個人のライフコースにおけるリスクへの対処という視点で政策配分を整理している。高齢期の生活リスクへの対応が相当十分になった一方、子育てしながら生活するリスクに対してはほとんど対応されてこず、育児期に生活水準が低下するリスクを回避する政策によって家族負担の公平化を図る必要があると述べている。具体的な政策としては「育児期の女性が共働きをしてそこそこの生活費を稼ぎ出すという状況」を推進することがあげられている。確かに、女性の経済的自立は育児期のリスクへの対応を一部可能にするけれども、大人の就業形態が及ぼす子どもの生活への影響を

考慮する必要がある。また、養育費用が自己責任とされることで経済的負担の軽減措置が社会的に認められにくくなることも予想される。

一方、金子[2006: 20 - 26]は子どもを将来的な税負担者として位置づけ、結婚、出産を選択しないものにも子どもを養育にかかる費用を負担するべきであるとし、所得配分の公平さを保つために新たに「子育て基金」を創設することを提案している。しかし、シングルを選択する者は既に社会の形成者の養育にかかる費用を供出しており、更なる費用負担は、個人の婚姻に関する選択を制度上優遇し、逆の不公平を生じさせるとも考えられる。

これに対し、赤川[2004: 182 - 187]は子どもの人権を中心にした「子どもへの等価な支援」を政策目的とし、子どもに焦点を当てるべきであると述べている。また、湯澤[2008: 258]は「すべての子どもの福祉」を実現させるためには「単純に家族を神聖化するのではなく、一方で『問題な家族』の『問題』として特殊化するのでもない立ち位置から、『進行形を生きる子どもの今』『一度しかない子どもの今』に寄り添うスタンスが問われている」と述べている。

以上を踏まえると、年功序列賃金・終身雇用体制を維持することが難しい状況において、すべての子どもの健やかな育ちを保障する社会全体の経済支援のあり方が問われている。現在、日本の児童手当には所得制限が課せられている。一方で、世帯単位の扶養控除が子育てをする全世帯への経済的支援として存在するが、所得水準が高いほど扶養控除による利益が大きくなるという逆累進の形態をとっている。したがって、実効的な平等を保障するためには、親の所得水準にかかわらず、子ども一人ひとりにたいする児童手当という直接的な経済的支援がより望ましいのではないだろうか。

第2節 子どもの人権と家族政策

子どもが育つ環境が変化したことで、新たな支援が必要とされている。『厚生白書(平成10年版)』[1998: 16]では「子どもの独創性や社会性を養う」ために「教育内容・方法の改善」を行い、「地域社会での体験活動を提供したり、子ども同士の集団形成を支援する仕組みづくり」を進める必要があると述べている。

子ども同士の集団形成は、一人ひとりの子どもにとって人間関係を形成する力の獲得、生活空間の拡大、自立に不可欠な活動であり、集団を形成しにくい状況においては大人が集団形成のために意識的に環境整備を行う必要がある。増山[1996: 148 - 151, 181]は「私的・個別的」人間関係と「公的・共同的」人間関係の媒体が喪失されたことで子どもの「現実の世界」が「公的・共同的」人間関係へと広げられず「私的・個別的」世界へと狭隘化させられていると指摘する。その理由として、子どもの仲間集団の衰弱、学校における競争による公共・共同性が失われている事態、地域での大人と子どもとの交わりが失われている事態の3つをあげ、子ども固有の権利として集団として存在することの権利性を承認すべきであると述べている。

また、このように子どもが集団を形成することを大人が保障するにあたっては、その時間・

空間が子どもの内面において現実的な社会としてあるという事実認識から出発しなければならない。斎藤[1996：32 - 33]は「彼らは、リーダーシップを発揮するものがいれば速やかに、そうでない場合はゆるやかに、という違いがあるにせよ、必要性和維持能力のかねあいで自ずと決まる小規模の集団を、彼ら自身の意思に基づいて作る」のであって、「子どもは向こうの世界に拠点を置き、そこから家庭や学校といった大人との共生を余儀なくされる場所にやってきているのかもしれない」と述べ、子どもにとっては子どもの国こそが現実性を持っていることを指摘している。

これらの子ども同士の集団が形成されにくくなった理由は、子どもの変容としてだけではなく、社会の変化として捉えられる必要がある。野上[2008：204 - 205]は「子どもが遊ばなくなったとするならば、その原因は子どもの側にあるのではなく、むしろ総体としての社会そのものの中にあるといえ」、子どもの遊びの変容を社会全体から見直す必要性について論じている。

同様の観点から子どもの発達観を見直し、これまで意識されてこなかった子どもの生活への大人の影響が自覚されることが必要である。『厚生労働白書（平成15年版）』[2003：136 - 137]では「児童環境調査」による家族の共同行動、特に食事に注目し、「食事を共にすることも難しい生活時間の中で、家族の時間を持つために大人の生活リズムに子ども達の生活を無理にあわせれば、子どもの生活時間の夜型化等、生活習慣の乱れにつながることも懸念される」とし、子どもの育ちについては「子ども社会や地域社会の人間関係の希薄化が遊びの質的变化に象徴的にみうけられた」と述べている。末寄[2005：157]は子どもの日常生活という視点に立ち、発達の内容を保障するためには心身が健康であるような生活の捉え直しが必要であり、子どもの体と心の成長に必要なものとして正しい食習慣、十分な睡眠、豊かな仲間遊びをあげ、その保障のためには大人の自覚が必要であるとしている。

これらの子どもの集団形成や生活に関する大人の意識的な環境整備は、外的な事柄に限られず、子どもの内面的な発達、遊びの保障も含まれる。そして、親だけでなく地域の大人が一人ひとりの子どもの育つ過程に積極的に関わり、人間関係を形成していく中で、子どもの育つ環境が形成されていくと考えられる。松村[2006：252]は、大人は子どもの意見表明権（「いつでもどこでも誰にでも自分に影響を及ぼすすべての事柄について自己の意見を表明することができる権利」）に応答する責務があり、その中で子どもたちと「安心と信頼の関係」ができると述べている。

そのためには今後、人間関係を良好につなげていく仕組みを意図的に用意する必要がある。筒井[2001：112]は遊び場の役割が「単に空間を提示するだけでなく、人と人との関係、あるいは『場』を醸成すること」であり「人間関係を生み出す仕掛を意図的に用意する」などの場所の使い方が重要であると述べている。

これらをまとめると、今日における子どもの健やかな育ちを保障するためには、社会の変化を踏まえて子どもの発達観を捉え直し、それに基づく新たな環境整備が検討されなければならない

ない。一人ひとりの子どもの暮らし、家族の暮らしの安定を保ちながら、住民自身が子どもの育つ過程に積極的にかかわっていける「場」、「機会」を創出することへの支援、そして、これらの自主的な活動が形成されやすい仕組みを設けることが、行政の役割として求められている。

第4章 家族政策の範囲と限界

第1節 家族政策の限界

家族政策は次の2点において限界があると考えられる。第1に、生活の質をめぐって合意を形成することが難しい。労働力人口の減少、世界的な資源の枯渇という課題に対処するためには、これまでの大量生産・大量消費、浪費的な経済成長から多品種・集約型、儉約的な経済成長へと政策目標、社会運営のあり方を転換する必要があるが、その際、高い所得・賃金を得るために常に好景気を求めることと、そうでない社会でも生活が一定程度保障されることが選択できる社会の設計について議論し、後者への合意を形成することが難しい。

第2に自己イメージの中核に位置する性的アイデンティティは変化しにくいということである。性差間の平等化に向けた教育がさらに必要であるが、プライバシーの領域に属する事柄であることから公的な介入には限界がある。

以上の限界を認めた上で日本の社会保障制度の歴史、保育政策の展開を踏まえた独自の家族制度が求められることになる。

家族政策が求められてきた背景には家族の多様化がある。家族にたいする縦割りの支援制度ではなく、ライフコースでみた支援の必要から労働政策、社会保障制度を含めた支援の在り方が検討され始めている。また、子育て支援のあり方も特定の家族を対象とするのではなく、すべての子どもがいる家族を対象とする支援へと転換してきている。

上記の第2の限界にたいしては、家事分担を行える時間が男女ともに政策によって保障されることで性差間の平等化を図ることが可能となると考えられる。前田[2004:139-140、184-185]は小学校3年生以下の子どもを持つ共働き世帯の夫の家事と子育ての分担について分析を行い、夫の家事・育児分業を左右するのは必要度、妻以外の家事分担者の存在、夫婦の相対的資源(妻の職種、収入)、夫の時間的余裕であり性別役割分業観ではないことを明らかにし、政策における整合性の必要を論じている。

整合性のある政策体系を形作るには私的・公的分担、個人にとっての「公平・平等・必要」を明確にした社会像についての合意形成が不可欠である(青井[1986:244-245])。そのためには、子どもの生活の視点から改めて公的扶助、社会保険、福祉サービスの各々の役割を確認しておく必要があると考えられる。

第 2 節 児童福祉と労働政策

子どもの健やかな育ちには、親が子どもとともに過ごし、余裕を持って子どもを見守ることができる環境が必要である。そのためには、子どもを健やかに育てる環境が社会的に保障されていないと見なければならない。山根[1992：190 - 194]は、大人が子どもを育てていく過程にたいする「育児性」保障が必要であり個々の家族の実態に合わせて「育つ費用の保障」、「養育の時間保障」、「場所・機会の保障」及びそれらの「選択性」保障が必要であると述べている。

親が家庭で過ごす時間についてみると、父親の午後 8 時までの帰宅が約 5 割、21 時以降の帰宅が 3 割であり、21 時以降の帰宅は 2001 年の 24.7% に比べて 2007 年では 31.0% と 5% 以上増加している。平日子どもと過ごす時間が「30 分くらい」以内の父親は約 6 割であり、2000 年では 18.5% であった「30 分くらい」以内と回答した母親も 2006 年には 24.4% と増加している（『国民生活白書（平成 19 年版）』[2007：14 - 15、23]）。

このように親が子どもと過ごす時間が短くなる中で、日本政府は子どもをもつ親にたいして育児の男女間の分担を推進するため、企業の労働環境整備、「ワーク・ライフ・バランス」の推進、「ファミリー・フレンドリー」企業の奨励に取り組んでいる。『国民生活白書（平成 19 年度版）』[2007：50、162、202]では「ワーク・ライフ・バランス」の明確な定義はされていないが「仕事と生活の調和」、「仕事と余暇のバランスをとり、生活を充実させたいと考える」、「仕事と育児の両立のために企業が育児休業制度や短時間勤務などを導入する」という説明がみられる。2007 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」は「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すべき社会としている（『厚生労働白書（平成 20 年版）』[2008：187]）。

実際の個人の行動及び企業の取組をみると、1996 年に 44.5% であった女性の育児休業取得率（事業所規模 5 人以上計）は 2005 年には 72.3% となり、1996 年に 0.16% であった男性の育児休業取得率は 2005 年には 0.5% となっており、増加してはいるものの、女性の取得率に比べると依然として低い。取得期間では男性では 1~3 ヶ月が 6 割を占め、女性は 4 ヶ月~10 ヶ月が半数を占めている。

このような男性の育児休業取得率の低さ、短期間取得の多さが目立つ結果の背景には、企業側が両立支援を女性のための施策とみなしていることが考えられる。

また、勤務時間短縮等の措置を取り入れている企業であっても課題は残されている場合がある。それらの措置が整備されている中で活用しないのは個人の選択の問題として放置されていて、個人の罪障観の払拭、キャリアの不安にたいする新たな対応策、企業メリットを重視した採用のあり方を検討課題としないということも考えられるからである。

萩原[2006：215、224]は、日本では両立支援と均等推進をつなぐ回路が欠けており、キャリ

ア継続の障壁を除去すること、制度を利用しやすい環境をつくることを回避する企業態勢を変える必要があると指摘している。また、男性の育児参加について船橋[1994:162-163、169]は、女性のため、子どものため、男性自身のためにも実際に世話をすることが必要であると述べている。

女性の労働と出産育児の関係をみてみると、『労働経済白書(平成19年版)』[2007:124-125]では「出産・育児」時に仕事をやめたいと思った又は退職した理由のうち「自分の手で子育てをしたかった」の回答は正規職員57.3%、非正規職員60.9%であり、その他に「子どもを預ける施設・サービスがなかった」、「配偶者・家族の理解が得られなかった」という理由があげられている。

3歳までは母親の手で育てる、育児と仕事とを両立させるといったモデルに固執するのではなく、多様な子育てを当事者が選択できる、そのことを保障した柔軟な政策でなければ多様な家族に対応しきれないを考える。また、子育てをする家族の外部保育を求めることにたいして、施設の増設で対応するのではなく、夫婦が短時間就労を選択し、家庭内の子育て時間を増やすことを奨励するといった政策も考えられてよいのではないだろうか。

そのためには、さらに多様な働き方を積極的に取り入れていく必要がある。根本[2002:123-162]はワーク・シェアの分類の中で「パートナー・ワーク」(職務を他者と共有し、パートナーとして就労する)という働き方を紹介している。スウェーデンでは小学校教師や政府職員でこの働き方が採用されており、導入可能な職種を検討していく必要があるだろう。また、金井[2007:111]は日本の「ワーク・ライフ・バランス」に関する施策は国、地方自治体の公共政策として展開し、ファミリー・フレンドリー事業の「目指す仕事と家庭との調和から、さらに展開して仕事とあらゆる生活領域との調和を志向するもの」の実現のためには企業の取組が期待されると述べている。

以上のことを踏まえると、個人の生活時間という視点から労働時間短縮のあり方を再検討する必要がある。そして、政府と企業は様々な取組の情報を個人に確実に提供し、個人が不利益をこうむることなく活用できるような環境を整備していかなければならない。

おわりに

少子化対策としての子育て支援は、合計特殊出生率の上昇を目的として、少子化の原因であるとされる晩婚化と有配偶女子の出生率の低下に歯止めをかけようと施策を講じる。確かに、これらの原因について、その要因を改善することの中には、家族福祉の向上につながる局面も含まれている。しかし、個々の要因に対処するだけでは政策としての一貫性を欠き、結果的に、合計特殊出生率の向上につながらない可能性も考えられる。

日本では、子育てへの社会的支援において、女性の労働力化の進展とそれに対応しきれない

ない社会保障制度、子どもの育ちにたいする継続的なサービスの不足、家計への経済的支援の実効性、男性も含めた子育てのための時間を作り出すような短時間労働取得・柔軟な働き方の保障といった問題が見出されている。

以上の問題が生じる一つの背景として、日本の社会保障制度が家族機能の中で労働力の再生産の部分重視して展開してきたことが考えられる。このような家族政策と社会保障制度の関係は、男性を職業労働に、女性を家事・育児に従事させる固定化した役割分業の形を作り出し、そして、それを選択する家族を優遇する。このことは、また、子どもの育ちに関わる者の範囲を狭めてきたとも言える。子どもを育てるという活動は、家族にだけ押し付けられる性質の活動ではない。親が、親だけの閉じられた子育てから解放され、地域の中で子どもが育っていることを感じられるような社会的支援を充実させること、そして、そのために社会全体が子育てを分担していくことが必要である。このような流れの中で、行政においては子どもが親、地域の大人、仲間と関わりながら成長していく、その過程を保障していく役割を担っていくと考えられる。

以上、高度経済成長期以降、年功序列賃金・終身雇用制度を前提として形成されてきた社会保障制度は、家族の労働力を再生産する機能から福祉機能を重視したそれへと移行する必要がある。そしてその中で、子どもの育ちについては、子育てをする者を社会全体で支援するとともに、子育てという活動を社会全体で担うことへの合意形成が不可欠である。

それは、地域で暮らす人と人とを「子育て」という活動を通じてつなぐ作業でもあり、最終的には、国民一人ひとりが社会の形成者として自立し、共生する社会の構築につながっていくと考えられる。それゆえ、その実現のためには、人口政策、労働政策、家族福祉政策にまたがった総合的・横断的な家族政策が必要とされるのである。

<注>

- 1) 善積京子[2008、16 - 17 頁]は「夫婦家族制世帯」、「直系家族制世帯」、「複合家族制世帯」の3 類型の中で、日本や韓国などでは「直系家族制」志向が強いといわれると述べている。
- 2) 『国民生活白書（平成4年版）』第5章第3節「先進諸国の家族政策」(185-203頁)、第6章第4節4「家族政策と国民のコンセンサス」(239頁)。
- 3) 「夫婦と未婚の子ども、既婚者と彼らの配偶者と子どもからなる家族」森岡清美・望月(1983)15頁。
- 4) 年金制度や扶養控除によって専業主婦を優遇した税制措置が採られていることが指摘されている。
- 5) 1975年度は予算全体の伸びが24.5%のところ社会保障関係費は前年度の当初予算より35.8%増えて3兆9,269億円、1976年度は予算全体の伸びが14.1%のところ社会保障費は22.4%増の4兆8,076億円、1977年度は予算全体の伸びが17.4%のところ前年度当初予算より17.7%増の5兆6,581億円となっている(『日本国勢図会』[1975:441]、『日本国勢図会』[1976:440]、『日本国勢図会』[1977:440-442])。
- 6) 2006年10月「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」によってとりまとめられた提言が政府に提出され、積極的な普及の推進が図られている。
- 7) 鈴木は、「出生促進主義モデル」(出生率の回復のために、政府の育児支援が必要だと考える)、「伝統主義モデル」(伝統的な家族(夫が稼ぎ、妻が家を守るタイプの家族)を守るために、部分的には政府の育児支援が必要だと考える)、「平等主義モデル」(男女平等のために政府の育児支援が必要だと考える)、「非介入主義モデル」(政府の育児支援の対象は、低所得層などに限られている。女性の就業は進んでいるが、政府の支援はほとんどない)の4つのモデルを採用している。

< 参考文献 >

- 青井和夫（1986）「福祉の責任分担」（望月崇・本村汎『現代家族の福祉』培風館、231 - 257 頁）。
- 赤川学（2004）『子どもが減って何が悪いか！』筑摩書房。
- 安梅勅江（2004）『子育て環境と子育て支援』勁草書房。
- 大日向雅美（1999）『子育てと出会うとき』日本放送出版協会。
- 大豆生田啓友（2006）『支え合い、育ち合いの子育て支援』関東学院大学出版会。
- 門脇厚司（1999）『子どもの社会力』岩波書店。
- 金子勇（2006）『少子化する高齢社会』日本放送出版協会。
- 金井篤子（2007）「ワーク・ライフ・バランスへの取り組み」（伊藤裕子『現代のエスプリ 男女共生社会を目指す心理教育』至文堂、110 - 123 頁）。
- 上垣内伸子（2003）「アメリカ 自主自立、自助努力の国」（汐見稔幸『世界に学ぼう！子育て支援』フレール館、173 - 202 頁）。
- 鯨岡峻（2006）『ひとがひとをわかるということ』ミネルヴァ出版。
- 経済企画庁（1992）『国民生活白書（平成4年版）』。
- 厚生省（1998）『厚生白書（平成10年版）』。
- 厚生労働省（2008）『厚生労働白書（平成20年版）』。
- 斎藤次郎（1996）「『子ども社会』の現在」（井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉『ライフコースの社会学』岩波書店、29 - 50 頁）。
- 庄司洋子（1986）「家族と社会福祉」（『ジュリスト増刊 転換期の福祉問題 No.41』有斐閣、131 - 138 頁）。
- 庄司洋子（1994）「家族生活と生活福祉」（一番ヶ瀬康子・尾崎新『生活福祉論』光生館）。
- 末寄雅美（2005）末寄雅美「地域における子どもの活動をめぐる政策と課題」（小木美代子・立柳聡・深作拓郎・星野一人『子育て支援の創造』学文社、152 - 160 頁）。
- 杉本貴代栄（1989）「アメリカにおける『家族政策』と家族福祉」（考橋正一／平田マキ『現代の家庭福祉』ミネルヴァ書房、225 - 247 頁）。
- 杉山千佳（2005）『子育て支援でシャカイは変わる』日本評論社。
- 杉山登志郎（2007）『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社。
- 鈴木りえ子（2000）『超少子化 - 危機に立つ日本社会』集英社。
- 芹沢俊介（1989）『現代 子ども 暴力論』大和書房。
- 筒井愛知（2001）「子ども・若者の遊びの空間」（田中治彦『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房、108 - 129 頁）。
- 鶴宏史（2006）「家族政策研究（その1）：家族政策の概念と今後の課題に関する考察」（『神戸親和女子大学教育専攻科紀要 10』、33 - 41 頁）。
- 利谷信義（1975）「戦後の家族政策と家族法」（福島正夫編『家族 政策と法』東京大学出版会、53 - 186 頁）。
- 内閣府（2007）『国民生活白書（平成19年版）』。
- 根本孝（2002）『ワーク・シェアリング』ビジネス社。
- 野上暁（2008）『子ども学 その源流へ』大月書店。

日本の家族政策（渡邊）

- 萩原久美子（2006）『迷走する両立支援』太朗次郎社エディタス。
- 萩原健次郎（2001）「人間の発達観と子どもの現場」(田中治彦『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房、66 - 83 頁)。
- 服部良子（1994）「家族の変容と家事労働の社会化」(竹中恵美子・久場嬉子『労働力の女性化 21 世紀へのパラダイム』有斐閣、105 - 144 頁)。
- 原田純孝（1995）「現代家族政策と福祉」(『ジュリスト増刊福祉を創る 21 世紀の福祉展望』有斐閣、21 - 31 頁)。
- 原田正文（2002）『子育て支援と NPO』朱鷺書房。
- 広田照幸（1999）『日本人のしつけは衰退したか』講談社。
- 船橋恵子（1994）『赤ちゃんを産むということ』日本放送出版協会。
- 船橋恵子（2006）「育児戦略とジェンダー」(広田照幸編『子育て・しつけ』日本図書センター、85 - 114 頁)。
- 前田正子（2004）『子育てしやすい社会』ミネルヴァ書房。
- 増田雅暢（2008）『これでいいのか 少子化対策』ミネルヴァ書房。
- 増山均（1996）『子どもの権利条約と』日本の子ども・子育て』部落問題研究所。
- 松村忠臣（2006）「子どもの権利条約と教育改革」(久田敏彦『子どもが生きる時間と空間』フォーラム・A、240 - 253 頁)。
- 宮里進勇（1996）「家族政策と経済計画の論理」(『清和女子短期大学紀要』第 25 号、1 - 15 頁)。
- 森岡清美（1997）『新しい家族社会学』倍風館。
- 森谷谷代（2002）「子どもの育ちと家族生活」(白井慎監修『子どもの豊かな育ちと地域支援』学文社、19 - 27 頁)。
- 山田昌弘（1994）『近代家族のゆくえ』新曜社。
- 山田昌弘（2006）『新平等社会』文藝春秋。
- 山中康雄（1981）「家族という概念の法的意義」(有地亨 / 江守五夫『家族の法と歴史』法律文化社、3 - 22 頁)。
- 山根真理（1992）「フェミニズムからみた家族福祉」(野々山久也『家族福祉の視点』ミネルヴァ書房、)。
- 湯澤直美（2008）「現代家族と子どもの貧困」(浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美『子どもの貧困』明石書房、216 - 273 頁)。
- 吉田まさ子（2002）「子育て・子育ての多様な展開」(白井慎監修『子どもの豊かな育ちと地域支援』学文社、179 - 187 頁)。
- 善積京子「人口統計からみた世界の結婚・家族」(宮本みち子 / 善積京子『現代世界の結婚と家族』放送大学教育振興会、9 - 25 頁)。
- 和久洋三（2003）『子どもの目が輝くとき』玉川大学出版部。

主指導教員（雲尾周准教授） 副指導教員（齋藤勉教授・成嶋隆教授）